

時間延長サービス利用について

中川小桜愛児園

平成27年4月より施行の「子ども・子育て支援新制度」により、時間延長サービスは、お子様の下記認定区分により取り扱いが異なります。

保育標準時間認定（平日7時30分～18時30分、11時間）

保育短時間認定（平日8時30分～16時30分、8時間）

認定区分をご確認の上、お申込み下さい。

1. 申込みができる時間帯（30分毎の申し込みになります。）

①保育標準時間認定の場合

平日朝 午前7時00分～午前7時30分まで

平日夕方 午後6時30分～午後8時00分まで

②保育短時間認定の場合

平日朝 午前7時00分～午前8時30分まで

平日夕方 午後4時30分～午後8時00分まで

2. 給食の取扱（保育標準時間、保育短時間）とも同様です。

午後6時30分～午後7時00分までの利用は、おやつを提供致します。

午後7時00分を超える場合は、おやつか夕食（選択登録）を提供します。

午後7時30分を超える場合は、おやつは無く、夕食を提供します。

3. 申込期日

給食の事前発注等から、利用の申し込みは、前月25日までをお願いします。

やむを得ない理由がある時は、月途中からでもお受け致します。

4. 時間延長サービスの料金等

月の平日全利用、もしくは月10日以内利用のいずれかでお申し込みいただきます。

横浜市のガイドラインに基づく料金を当園に納入いただきます。

①保育料について 30分毎に¥1,700（月額）になります。

②おやつ代 ¥2,500（月額）

③夕食代 ¥7,500（月額）

ご利用の時間帯により（①×30分ごとの時間数）+（②もしくは③）の合計が、時間延長サービスの月額になります。

5. 料金の減免について

月10日利用の場合は、半額の料金になります。

その他、兄弟・姉妹の複数利用による多子減免、保育料徴収区分減免等があります。

6. 納入方法

当園から配布する集金袋で納入下さい。

振込等で数カ月分まとめての先払い納入も可能です。

ご不明なところ等ございましたら、当園にお問い合わせ下さい。